

○三鷹市景観条例施行規則

平成25年 3月27日

規則第16号

改正 平成28年 3月31日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び三鷹市景観条例（平成24年三鷹市条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、省令及び条例において使用する用語の例による。

(届出に係る書類)

第3条 条例第9条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出をする場合 景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）
- (2) 法第16条第2項の規定による変更の届出をする場合 景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第2号）

2 前項第1号の届出書は、別表第1の左欄に掲げる行為の種類ごとに、同表の中欄に掲げる手続に係る同表の右欄に掲げる届出日又は通知日（2以上の手続に該当するときは最初に到来する日）までに提出するものとする。

(添付図書)

第4条 前条第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、添付しなければならないこととされた図面の縮尺によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 別表第2の左欄に掲げる行為の種類に応じ、同表の右欄に掲げる図書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、次項の措置の状況として参考になるべき事項を記載したものとして市長が別に定める図書
- 2 前項第1号に掲げる図書は、景観づくり計画で定める法第8条第4項第2号の制限に対する措置の状況を明らかにするものとして市長が別に定める事項が記載された図書でなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(適合通知書の交付等)

第5条 条例第9条第4項の適合通知書の交付は、景観づくり計画適合通知書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 市長は、良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、第3条第2項の規定による届出書の提出の期限について、別表第1の右欄に規定する日数を短縮することができる。

(届出の要件)

第6条 法第16条第1項の規定による届出に係る行為を行う土地の区域が、景観計画区域内において定められた地区の2以上にわたる場合においては、当該届出に係る行為を行う区域に含まれる土地の面積が最大である地区に当該届出行為を行う区域があるものとみなす。ただし、三鷹市全域（景観重点地区を除く。）及び景観重点地区にわたる場合においては、景観重点地区に当該届出行為を行う区域があるものとみなす。

(届出対象)

第7条 条例第10条第4号の規則で定める届出対象規模は、別表第3の行為の種類並びに景観計画区域内において定められた地区及び地域の欄の区分に応じ、同表の届出を要する行為の規模の欄に定めるとおりとする。

- 2 条例第10条第5号の規則で定める工作物は、次に掲げるものにおいて、別表第4の行為の種類、景観計画区域内において定められた地区及び地域並びに工作物

の種類、欄の区分に応じ、同表の届出を要する行為の規模の欄に定めるとおりとする。

- (1) 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- (2) 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- (3) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）
その他これらに類するもの
- (4) 擁壁その他これに類するもの
- (5) 橋梁その他これに類する工作物で、河川等を横断するもの
- (6) 墓園その他これに類するもの
(国の機関等が行う行為の通知等)

第8条 条例第11条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める通知書により行わなければならない。

- (1) 条例第11条第1項の規定による通知をする場合 景観計画区域内における行為の通知書（様式第4号）
- (2) 条例第11条第2項の規定による変更の通知をする場合 景観計画区域内における行為の変更通知書（様式第5号）

2 第3条第2項から第7条までの規定は、前項の通知について準用する。
(行為完了届)

第9条 条例第12条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届（様式第6号）により行わなければならない。

(勧告)

第10条 法第16条第3項の規定による勧告又は条例第15条第1項の規定による勧告は、景観づくり勧告書（様式第7号）により行うものとする。

(変更命令等)

第11条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（様式第8号）により行うものとする。

2 前項の命令に係る法第17条第2項に規定する期間を同条第4項の規定により延

長するときは、期間延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

- 3 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（様式第10号）により行うものとする。

（事前協議）

第12条 条例第17条の規定による事前協議は、三鷹市まちづくり条例（平成8年三鷹市条例第5号）第24条に定める開発事業においては同条例第26条に定める事前協議とし、同条例第31条に定める特定開発事業においては同条例第31条に定める事前相談及び同条例第26条に定める事前協議とする。

- 2 前項の事前協議は、第4条に規定する図書を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。
- 3 第1項の事前協議は、同条例第37条で定める開発事業の同意により、完了したものであるものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案）

第13条 法第20条第1項又は第2項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書（様式第11号）を、法第29条第1項又は第2項の規定による提案は、景観重要樹木指定提案書（様式第12号）を、それぞれ提出して行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の非指定の通知）

第14条 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物非指定通知書（様式第13号）により、法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木非指定通知書（様式第14号）により、それぞれ行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の通知）

第15条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第15号）により、法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第16号）により、それぞれ行うものとする。

- 2 法第21条第1項の規定による通知は、省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付して行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の標識の設置）

第16条 法第21条第2項又は法第30条第2項の標識は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者等と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可申請等)

第17条 法第22条第1項の許可の申請は、景観重要建造物の現状を変更しようとする日の60日前までに景観重要建造物の現状変更許可申請書(様式第17号)を、法第31条第1項の許可の申請は、景観重要樹木の現状を変更しようとする日の60日前までに景観重要樹木の現状変更許可申請書(様式第18号)を、それぞれ提出することにより行うものとする。

2 市長は、法第22条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物の現状変更許可通知書(様式第19号)により、法第31条第1項の許可をしたときは、景観重要樹木の現状変更許可通知書(様式第20号)により、それぞれ通知するものとする。

3 市長は、法第22条第2項の規定により許可をしないときは、景観重要建造物の現状変更不許可通知書(様式第21号)により、法第31条第2項において準用する法第22条第2項の規定により許可をしないときは、景観重要樹木の現状変更不許可通知書(様式第22号)により、それぞれ通知するものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復等命令)

第18条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物の原状回復等命令書(様式第23号)により、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木の原状回復等命令書(様式第24号)により、それぞれ行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第19条 条例第20条第1項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物にしろありその他の虫による害が発生することを防ぐための措置を講ずること。
- (2) 樹木が景観重要建造物に含まれている場合にあつては、当該樹木を条例第20条第2項に規定する基準に準じて管理すること。
- (3) その他景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

と。

2 条例第20条第2項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の病菌害虫の防除のため、施肥、消毒等の必要な措置を講ずること。

(2) その他景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更等の届出)

第20条 条例第21条第1項の規定による届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更届出書(様式第25号)を提出して行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の氏名等変更届出書(様式第26号)を提出して行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の滅失等の届出)

第21条 条例第22条の規定による届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木の全部若しくは一部が滅失し、又は毀損(景観重要樹木にあっては、枯死)した事実を

知った日から10日以内に、景観重要建造物又は景観重要樹木の滅失・毀損届出書

(様式第27号)を提出して行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理に関する命令等)

第22条 法第26条又は法第34条の規定による命令は、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関する命令書(様式第28号)により行うものとする。

2 法第26条又は法第34条の規定による勧告は、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関する勧告書(様式第29号)により行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除)

第23条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定解除通知書(様式第30号)により行うものとする。

(景観づくり宣言の認定等)

第24条 条例第23条第1項の規定による宣言は、一定のまとまりのある区域において、清掃、緑化、樹木等の維持管理等により、区域の良好な景観づくりを行うことを宣言するものとする。

2 条例第23条第2項の規定による認定の申請は、宣言の名称、代表者の住所及び氏名、区域、目標並びに活動内容を明らかにした景観づくり宣言申請書（様式第31号）に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 位置図

(2) 区域図

(3) 所有者等の住所及び氏名

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 市長は、前項の申請又は次項の更新の申請があったときは、その内容を審査し、その宣言の内容が良好な景観づくりに資すると認めるときは、景観づくり宣言認定通知書（様式第32号）により当該申請者に通知するものとする。

4 条例第23条第3項の規定による更新の申請は、景観づくり宣言更新申請書（様式第33号）に、第2項各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。

5 条例第23条第4項の規定による公表の内容は、宣言の名称、位置、区域及び活動内容とする。

6 条例第23条第6項の規定による認定の取消しは、次の各号に該当する場合に行うことができる。

(1) 申請された活動が行われていない場合

(2) 申請された活動内容と異なる活動をした場合

(3) その他市長が良好な景観づくりに資すると認めない活動をした場合

7 条例第23条第7項の規定による通知は、景観づくり宣言取消通知書（様式第34号）により行うものとする。

8 条例第23条第8項の規定による変更の届出は、景観づくり宣言変更届出書（様式第35号）により行うものとする。

9 条例第23条第8項の規定による取下げの届出は、景観づくり宣言辞退届出書（様

式第36号) により行うものとする。

(景観協定に定める事項)

第25条 法第81条第1項の規定により景観協定を締結しようとする者は、同条第2項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観協定の名称
- (2) 景観協定の目的
- (3) 景観協定を締結する者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その所在地及び名称)
- (4) 景観協定を締結する者の代表者(以下「景観協定締結代表者」という。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 法第90条第1項の規定により景観協定を定めようとする者は、法第81条第2項に掲げる事項のほか、景観協定の名称及び目的その他市長が必要と認める事項を定めるものとする。

(景観協定の認可の申請)

第26条 法第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請は、景観協定締結代表者が景観協定認可申請書(様式第37号)に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

- (1) 法第81条第2項及び前条第1項各号に掲げる事項を定めた書面
- (2) 景観協定区域を表示する図面
- (3) 申請者が景観協定締結代表者であることを証する書類
- (4) 景観協定を締結する者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに景観協定に関する合意を示す書類並びに印鑑登録証明書(法人にあつては、印鑑証明書)及び登記事項証明書(これらの書類がない場合は、本人又は権利者であることを証する書類)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 法第90条第1項の規定による景観協定の認可の申請は、景観協定区域内の土地

所有者が一の所有者による景観協定認可申請書（様式第38号）に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

- (1) 法第81条第2項に掲げる事項及び前条第2項の事項を定めた書面
- (2) 景観協定区域を表示する図面
- (3) 申請者の印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書）及び登記事項証明書（これらの書類がない場合は、本人又は景観協定区域内の一団の土地に申請者以外に土地所有者等が存しないことを証する書類）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（景観協定の認可の通知）

第27条 市長は、法第83条第1項又は法第90条第2項の規定による景観協定の認可をしたときは、景観協定認可通知書（様式第39号）により、申請者に通知するものとする。

（景観協定の変更及び廃止の認可の申請）

第28条 法第84条第1項又は法第88条第1項の規定による認可の申請は、景観協定締結代表者が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる書類に第26条第1項に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

- (1) 法第84条第1項の変更の認可の申請をする場合 景観協定変更認可申請書（様式第40号）
- (2) 法第88条第1項の廃止の認可の申請をする場合 景観協定廃止認可申請書（様式第41号）

2 市長は、法第84条第1項又は法第88条第1項の規定による景観協定の変更又は廃止の認可をしたときは、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる通知書により、申請者に通知するものとする。

- (1) 法第84条第1項の変更の認可をした場合 景観協定変更認可通知書（様式第42号）
- (2) 法第88条第1項の廃止の認可をした場合 景観協定廃止認可通知書（様式第

43号)

(景観協定区域からの除外等)

第29条 法第85条第3項の規定による届出は、景観協定区域からの除外届(様式第44号)を提出して行うものとする。

2 法第87条第1項又は第2項の規定による意思の表示は、景観協定加入届(様式第45号)(以下この項において「加入届」という。)を提出して行うものとする。

ただし、法第87条第2項の規定による意思の表示は、加入届に景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに景観協定に関する合意を示す書類、印鑑登録証明書(法人にあつては、印鑑証明書)及び登記事項証明書(これらの書類がない場合は、本人又は権利者であることを証する書類)その他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(農のある風景保全地区の指定の申出)

第30条 条例第25条第1項の規定による指定の申出は、農のある風景保全地区の名称、代表者の住所及び氏名並びに区域を記載した農のある風景保全地区申出書(様式第46号)を提出して行うものとする。

2 条例第25条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 農地等の配置図
- (4) 保全地区の指定を申し出る所有者等の住所及び氏名
- (5) 保全地区内の農地等明細書
- (6) 保全地区内の営農概要書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(農のある風景保全地区の指定等)

第31条 市長は、条例第26条第1項の規定による申出が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申出に係る区域を農のある風景保全地区として指定

するものとする。

- (1) 水辺地、樹林地、樹木、建築物等を含む当該農地が適正に管理されていること。
 - (2) 当該農地の所有者に営農継続の意思があること。
 - (3) 当該農地が周辺の生活環境を確保し、かつ、良好な景観づくりに資すると認められること。
- 2 市長は、条例第26条第1項の規定による保全地区の指定をしたときは、農のある風景保全地区指定通知書（様式第47号）により当該申出者に通知するものとする。
- 3 市長は、条例第26条第2項の規定による保全地区の指定に当たり、所有者等の全員の同意を得たうえで、所有者等の代表者に農のある風景保全地区指定同意書（様式第48号）の提出を求めるものとする。
- 4 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 位置図
 - (2) 区域図
 - (3) 農地等の配置図
 - (4) 保全地区内の農地等明細書
 - (5) 保全地区内の営農概要書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 5 条例第26条第3項の規定による管理協定の締結は、農のある風景保全地区管理協定書（様式第49号）により行うものとする。
- 6 条例第26条第5項の規定による公表の内容は、次のとおりとする。
- (1) 名称
 - (2) 所在地及び区域
 - (3) 農地等の配置状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの（農のある風景保全地区方針の変更）

第32条 市長は、必要があると認めるときは、当該保全地区の所有者等の意見を聴いて、農のある風景保全地区方針を変更することができる。

(指定の変更及び解除)

第33条 条例第28条第1項の規定による届出は、農のある風景保全地区変更届出書(様式第50号)により行わなければならない。

2 条例第28条第1項の規定による変更の承認に係る事項は、次のとおりとする。

- (1) 名称の変更
- (2) 所在地及び区域の変更
- (3) 農地等の配置状況の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 市長は、農のある風景保全地区が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第28条第2項の規定による農のある風景保全地区の指定の解除をすることができる。

- (1) 適正に管理されていないとき。
- (2) 周辺的生活環境に悪影響を及ぼしているとき。
- (3) 農地の所有者等に営農の意志がないとき。

4 第2項の規定は、条例第28条第3項、第4項及び第5項の規定による変更の承認又は指定の解除の場合に準用する。

5 条例第28条第4項の規定による変更の承認の通知は、農のある風景保全地区変更認定通知書(様式第51号)により行うものとする。

6 条例第28条第4項の規定による解除の通知は、農のある風景保全地区指定解除通知書(様式第52号)により行うものとする。

7 第31条第6項の規定は、条例第28条第5項の規定による公表の場合に準用する。
(景観づくり活動団体の認定等)

第34条 条例第29条第1項の規定による認定の申請は、団体の名称、代表者の住所及び氏名、景観資源の区域、活動内容を明らかにした、景観づくり活動団体認定申請書(様式第53号)及び景観資源における活動の同意書(様式第54号)に、次

に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 位置図
 - (2) 区域図
 - (3) 景観づくり活動団体の構成員の住所及び氏名
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 2 条例第29条第1項の景観づくり活動団体は、景観を形成している資源（以下「景観資源」という。）において、所有者の同意を得たうえで次に掲げる事項を自主的な活動として実施する団体とする。
- (1) 地域の景観資源の創出、育成及び保全
 - (2) 景観資源の普及啓発
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が良好な景観づくりに資すると認めるもの
- 3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その活動内容が良好な景観づくりに資すると認めるときは、景観づくり活動団体認定通知書（様式第55号）により当該申請者に通知するものとする。
- 4 条例第29条第2項の規定による公表の内容は、景観づくり活動団体の名称、景観資源の内容、位置、区域及び活動内容とする。
- 5 条例第29条第4項の規定による認定の取消しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。
- (1) 申請された活動が行われていない場合
 - (2) 申請された活動内容と異なる活動をした場合
 - (3) その他市長が良好な景観づくりに資すると認めない活動をした場合
- 6 条例第29条第5項の規定による認定の取消し通知は、景観づくり活動団体認定取消通知書（様式第56号）により行うものとする。
- 7 条例第29条第6項の規定による変更の届出は、景観づくり活動団体変更届出書（様式第57号）により行うものとする。
- 8 条例第29条第6項の規定による辞退の届出は、景観づくり活動団体辞退届出書（様式第58号）により行うものとする。

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第36号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第5条関係)

行為の種類	手続	届出日又は通知日
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
	第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
	第20条第1号の規定による構造方法に係る認定の申請	申請の日の30日前
	第43条第1項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
	第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
	第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する	第17条第1項の計画の認定の申請

	る法律（平成18年法律第91号）		
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請	申請の日の30日前
	行為の着手		着手する日の30日前
法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
		第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による工作物計画通知	通知の日の30日前
		第88条第1項において準用する同法第20条第1号の規定による構造方法に係る認定の申請	申請の日の30日前
	都市計画法（昭和43年法律第100号）	第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による開発行為の許可の申請（同法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。）	申請の日の30日前
		第34条の2第1項の規定による開発行為の協議（同法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。）	協議を行うおとす日の30日前

		るものに限る。)	
	行為の着手		着手する日の30日前
法第16条第1項第3号の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法	第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による開発行為の許可の申請	申請の日の30日前
		第34条の2第1項の規定による開発行為の協議	協議を行うおとする日の30日前
	行為の着手		着手する日の30日前
条例第9条第3項第1号で定める土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	鉱業法（昭和25年法律第289号）	第63条第2項の規定による施業案の認可の申請	申請の日
	採石法（昭和25年法律第291号）	第33条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）	第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請	申請の日
		第11条の宅地造成に関する工事の協議	協議の日
	河川法（昭和39年法律第167号）	第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可の申請	申請の日
	砂利採取法（昭和43年法律第74号）	第16条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前

条例第9条第3項第2号で定める屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の ^{たい} 堆積	行為の着手	着手する日の30日前
--	-------	------------

別表第2（第4条関係）

行為の種類	図書の種類
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築又は移転	建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの 建築物の敷地及び当該敷地の周辺の現況を示すカラー写真 建築物の敷地内における建築等の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの 彩色し、マンセル値及び建築物のすべての側面を表示した立面図で縮尺50分の1以上のもの 彩色し、かつ、マンセル値を表示した屋上又は屋根の平面図で縮尺100分の1以上のもの 彩色し、かつ、マンセル値を表示した外構立面図（建築物又は工作物の立面図に外構（門、塀その他の敷地内にある当該建築物又は工作物以外の建造物をいう。以下同じ。）及び植栽の状況を表示したものをいう。以下同じ。）で縮尺50分の1以上のもの カラーモニタージュ写真（当該行為に係る土地の区域の周辺の状況を示す写真に、彩色した外構立面図又は完成予想図を貼り合わせたものをいう。以下同じ。）
法第16条第1項	建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮

第1号の建築物の外観を変更することとなる修繕又は模様替	尺2, 500分の1以上のもの
	建築物の敷地及び当該敷地の周辺の現況を示すカラー写真
	建築物の敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
	彩色し、マンセル値及び建築物のすべての側面を表示した立面図で縮尺50分の1以上のもの
	彩色し、かつ、マンセル値を表示した屋上又は屋根の平面図で縮尺100分の1以上のもの
	カラーモニタージュ写真
法第16条第1項第1号の建築物の外観を変更することとなる色彩の変更	建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2, 500分の1以上のもの
	建築物の敷地及び当該敷地の周辺の現況を示すカラー写真
	彩色し、マンセル値及び建築物のすべての側面を表示した立面図で縮尺50分の1以上のもの
	マンセル値を表示した仕上表（建築物又は工作物の各部分の仕上を整理した一覧表をいう。以下同じ。）
法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替	工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2, 500分の1以上のもの
	工作物の敷地及び当該敷地の周辺の現況を示すカラー写真
	工作物の敷地内における工作物等の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
	彩色し、マンセル値及び工作物のすべての側面を表示した立面図で縮尺50分の1以上のもの
	彩色し、かつ、マンセル値を表示した外構立面図で縮尺50分の1以上のもの（外構がある場合に限る。）
	カラーモニタージュ写真
	工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮

第2号の工作物の外観を変更することとなる色彩の変更	尺2, 500分の1以上のもの 工作物の敷地及び当該敷地の周辺の現況を示すカラー写真 彩色し、マンセル値及び工作物のすべての側面を表示した立面図で縮尺50分の1以上のもの マンセル値を表示した仕上表
法第16条第1項第3号の都市計画画法第4条第12項に規定する開発行為	当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2, 500分の1以上のもの 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の現況を示すカラー写真 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの 当該開発行為の施行前後の土地の状況を対比できる土地の断面図 彩色し、マンセル値及び工作物のすべての側面を表示した立面図で縮尺50分の1以上のもの 彩色し、かつ、マンセル値を表示した外構立面図で縮尺50分の1以上のもの（外構がある場合に限る。） カラーモニタージュ写真 建築物又は工作物の概要を示した図書
条例第9条第3項第1号で定める土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は条例第9条第3項第2号で定める屋外における土石、廃棄	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2, 500分の1以上のもの 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の現況を示すカラー写真 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの 当該行為の施行前後の土地の状況を対比できる土地の断面図 彩色し、かつ、マンセル値を表示した外構立面図で縮尺50分の1以上のもの（外構がある場合に限る。） カラーモニタージュ写真

物、再生資源その他の物件の たい 堆積	
---------------------------	--

別表第3（第7条関係）

行為の種類	景観計画区域内において定められた地区及び地域	届出を要する行為の規模
法第16条第1項第1号に規定する行為	三鷹市全域（景観重点地区を除く。）	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の建築物の高さ（以下この表において「建築物の高さ」という。）が20メートル以上又は、同項第4号の延べ面積（以下この表において「延べ面積」という。）が3,000平方メートル以上のもの
	国分寺崖線重点地区 玉川上水重点地区 神田川重点地区	建築物の高さが10メートル以上又は、延べ面積が500平方メートル以上のもの
	大沢の里重点地区 牟礼の里重点地区 丸池の里重点地区	すべての規模のもの
法第16条第1項第3号に規定する行為	三鷹市全域（景観重点地区を除く。）	都市計画法第4条第13項に規定する開発区域（以下この表において「開発区域」という。）の面積が3,000平方メートル以上のもの
	国分寺崖線重点地区 玉川上水重点地区 神田川重点地区 大沢の里重点地区	開発区域の面積が500平方メートル以上のもの

	牟礼の里重点地区 丸池の里重点地区	
条例第9条第3項第1号に規定する行為	三鷹市全域（景観重点地区を除く。）	施行する土地の区域の面積（以下この表において「造成面積」という。）が1,000平方メートル以上のもの
	国分寺崖線重点地区 玉川上水重点地区 神田川重点地区 大沢の里重点地区 牟礼の里重点地区 丸池の里重点地区	造成面積が500平方メートル以上のもの
条例第9条第3項第2号に規定する行為	三鷹市全域（景観重点地区を除く。）	造成面積が1,000平方メートル以上のもの
	国分寺崖線重点地区 玉川上水重点地区 神田川重点地区 大沢の里重点地区 牟礼の里重点地区 丸池の里重点地区	造成面積が500平方メートル以上のもの

別表第4（第7条関係）

行為の種類	景観計画区域内において定められた地区及び地域	工作物の種類	届出を要する行為の規模
第7条第2項第1号から第3号までに規定する工作物の建設	三鷹市全域（景観重点地区を除く。）	第7条第2項第1号から第3号までに規定する工作物	工作物の地上に露出する部分の最高部と地盤面（建築物の上に築造される工作物（建築設備を

等			除く。) にあつては当該 工作物を設置する部分) との差 (以下この表にお いて「工作物の高さ」と いう。) が20メートル以 上のもの
	国分寺崖線重点地区 玉川上水重点地区 神田川重点地区		工作物の高さが10メー トル以上のもの
	大沢の里重点地区 牟礼の里重点地区 丸池の里重点地区	煙突 (支杵及び支線 がある場合において は、これらを含み、 ストーブの煙突を除 く。)	工作物の高さが6メート ル以上のもの
		鉄筋コンクリート造 の柱、鉄柱、木柱そ の他これらに類する もの	工作物の高さが10メー トル以上のもの
		広告塔、広告板、装 飾塔、記念塔その他 これらに類するもの	工作物の高さが4メート ル以上のもの
		高架水槽、サイロ、 物見塔その他これら に類するもの	工作物の高さが8メート ル以上のもの
		昇降機、ウォーター シュート、コースタ ーその他これらに類	すべての規模のもの

		するもの	
		製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）その他これらに類するもの	すべての規模のもの
第7条第2項第4号に規定する	三鷹市全域（景観重点地区を除く。）	第7条第2項第4号に規定する工作物	工作物の高さが5メートル以上のもの
工作物の建設等	国分寺崖線重点地区 玉川上水重点地区 神田川重点地区 大沢の里重点地区 牟礼の里重点地区 丸池の里重点地区		工作物の高さが2メートル以上のもの
第7条第2項第5号に規定する	三鷹市全域	第7条第2項第5号に規定する工作物	すべての規模のもの
工作物の建設等			
第7条第2項第6号に規定する	三鷹市全域（景観重点地区を除く。）	第7条第2項第6号に規定する工作物	行為を行う区域の面積が1,000平方メートル以上のもの
工作物の建設等	国分寺崖線重点地区 玉川上水重点地区 神田川重点地区 大沢の里重点地区 牟礼の里重点地区 丸池の里重点地区		行為を行う区域の面積が500平方メートル以上のもの

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

届出者(事業主)住所
氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観計画区域内における行為の届出書

景観法第16条第1項の規定により、届け出ます。

※ 受付欄

注意事項

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 設計又は施行方法の変更のうち、景観法第16条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に該当することとなるもの以外は、様式第2号により変更の届出をしてください。
- 3 行為の完了後は、様式第6号により完了の届出をしてください。

添付書類

- 1 三鷹市景観条例施行規則第4条第1項に掲げる図書等
- 2 三鷹市景観条例第17条に規定する事前協議の対象となる行為については、三鷹市まちづくり条例第37条第2項に規定する開発事業同意書の写し

第 1 項 第 2 号)	外観色彩のマンセル値	外壁基本色	
		色相() / 明度() / 彩度()	色相() / 明度() / 彩度()
	強調色		色相() / 明度() / 彩度()
建築基準法による許可申請・同法による認定申請・同法による確認申請の予定日・許可及び認定の場合は、法令番号			
申請予定日 年 月 日 (許可・認定の法令番号：建築基準法第 条第 項第 号)			
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積	構築する施設	
	㎡	道路・擁壁・その他()	
	予定建築物の用途	法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ
		m	m
開発行為の許可申請予定日			
申請予定日 年 月 日			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (三鷹市景観条例第9条第3項第1号)	施行する土地の区域の面積	構築する施設	
	㎡		
	法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ	
		m	m
許可等を取得する他法令の名称			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (三鷹市景観条例第9条第3項第2号)	堆積を行う土地の区域の面積	構築する施設	
	㎡		
	法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ	
		m	m
許可等を取得する他法令の名称			
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日		
	完了予定日 年 月 日		

事前協議の 経緯	事前相談書又は 事前協議書提出日	年 月 日 第 号
	市からの助言及び それに対する 措置の概要	
備	考	

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

届出者(事業主)住所
氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観計画区域内における行為の変更届出書

景観法第16条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

景観計画区域内における行為の届出書受付番号		年 月 日 第 号
行為の場所	地名地番	
	住居表示	
	地区の別	<input type="checkbox"/> 三鷹市全域(景観重点地区を除く。) <input type="checkbox"/> 景観重点地区(重点地区)
設計又は施行方法の変更の概要	変更前	
	変更後	
変更理由		
※ 受付欄		

注意事項 ※欄には、記入しないでください。

添付書類 設計又は施行方法の変更の内容がわかる書類

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 届

景観づくり計画適合通知書

景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知に係る行為の内容が景観づくり計画に適合すると認められたため、三鷹市景観条例第9条第4項の規定により、下記のとおり適合通知書を交付します。

記

景観計画区域内における 行為の届出書等受付番号	年 月 日 第 号	
行為の場所	地名地番	
	住居表示	
	地区の別	<input type="checkbox"/> 三鷹市全城（景観重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 景観重点地区（ 重点地区）

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

通知者(事業主)住 所

団体名

代表者

印

景観計画区域内における行為の通知書

景観法第16条第5項の規定により、通知します。

※ 受付欄

注意事項

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 設計又は施行方法の変更のうち、景観法第16条第5項の通知に係る行為が同条第7項各号に該当することとなるもの以外は、様式第5号により変更の通知をしてください。
- 3 行為の完了後は、様式第6号により完了の届出をしてください。

添付書類

- 1 三鷹市景観条例施行規則第4条第1項に掲げる図書等
- 2 三鷹市景観条例第17条に規定する事前協議の対象となる行為については、三鷹市まちづくり条例第37条第2項に規定する開発事業同意書の写し

行 為 の 場 所	地名地番				
	住居表示				
	地区の別	<input type="checkbox"/> 三鷹市全域（景観重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 景観重点地区（重点地区）			
通知対象行為の種類、設計又は施行方法	通知対象行為	通知対象行為の内容			
	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第1号）	区分	新築・増築・改築・移転・ 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
		用途	高さ	階数	
			m		階
		敷地面積	延べ床面積	戸数(住宅の場合)	
		m ²	m ²	戸	
	外壁色彩のマンセル値	外壁基本色			
		色相() / 明度() / 彩度()			
		色相() / 明度() / 彩度()			
	強調色				
色相() / 明度() / 彩度()					
色相() / 明度() / 彩度()					
色相() / 明度() / 彩度()					
建築基準法による許可申請・同法による認定申請・同法による確認申請の予定日・許可及び認定の場合は、法令番号					
申請予定日 年 月 日					
（許可・認定の法令番号：建築基準法第 条第 項第 号）					
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条	区分	新設・増築・改築・移転・ 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
	用途	築造面積			
	高さ	m ²			
	m				

第 1 項 第 2 号)	外観色彩のマンセル値		外壁基本色 色相() / 明度() / 彩度() 色相() / 明度() / 彩度() 色相() / 明度() / 彩度() 色相() / 明度() / 彩度() 強調色 色相() / 明度() / 彩度() 色相() / 明度() / 彩度() 色相() / 明度() / 彩度()
	建築基準法による許可申請・同法による認定申請・同法による確認申請の予定日・許可及び認定の場合は、法令番号 申請予定日 年 月 日 (許可・認定の法令番号: 建築基準法第 条第 項第 号)		
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積 ㎡	構築する施設 道路・擁壁・その他()	
	予定建築物の用途	法面及び擁壁の高さ m	法面及び擁壁の長さ m
開発行為の許可申請予定日 申請予定日 年 月 日			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(三鷹市景観条例第9条第3項第1号)	施行する土地の区域の面積 ㎡	構築する施設	
	法面及び擁壁の高さ m	法面及び擁壁の長さ m	
許可等を取得する他法令の名称			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(三鷹市景観条例第9条第3項第2号)	堆積を行う土地の区域の面積 ㎡	構築する施設	
	法面及び擁壁の高さ m	法面及び擁壁の長さ m	
許可等を取得する他法令の名称			
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日		
	完了予定日 年 月 日		

事前協議の 経緯	事前相談書又は 事前協議書提出日	年 月 日 第 号
	市からの助言及び それに対する 措置の概要	
備	考	

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

通知者(事業主)住 所

団体名

代表者

印

景観計画区域内における行為の変更通知書

三鷹市景観条例第11条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

景観計画区域内における行為の通知書受付番号		年 月 日 第 号
行為の場所	地名地番	
	住居表示	
	地区の別	<input type="checkbox"/> 三鷹市全城（景観重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 景観重点地区（重点地区）
設計又は施行方法の変更の概要	変更前	
	変更後	
変更理由		
※ 受付欄		

注意事項 ※欄には、記入しないでください。

添付書類 設計又は施行方法の変更の内容がわかる書類

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

届出者(事業主)住所

氏名

◎

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観計画区域内における行為の完了届

三鷹市景観条例第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

景観計画区域内における行為の届出書等受付番号		年 月 日 第 号	
行為の場所	地名地番		
	住居表示		
	地区の別	<input type="checkbox"/> 三鷹市全域(景観重点地区を除く。) <input type="checkbox"/> 景観重点地区(重点地区)	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等	新築・増築・改築・移転・ 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等	新設・増築・改築・移転・ 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土地の造成	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	
	<input type="checkbox"/> 物件の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	
完了年月日	年 月 日		
※ 受付欄			

注意事項 ※欄には、記入しないでください。

添付書類 竣工写真、撮影位置及び方向を図示した図書

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景 観 づ く り 勧 告 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた

当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項
三鷹市景観条例第15条第1項
の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、三鷹市景観条例第15条第3項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

記

届 出 の あ っ た 行 為	
適 合 し な い と 認 め ら れ る 理 由	
と る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日
報 告 期 限	年 月 日
報 告 先	

様式第8号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長

印

変 更 命 令 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

届出のあった行為	
適合しないと認められる理由	
と る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日
報 告 期 限	年 月 日
報 告 先	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で三鷹市長に対して審査請求をすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として(訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

期 間 延 長 通 知 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、期間を延長したので、下記のとおり通知します。

記

届出のあった行為	
延長する期間	年 月 日 から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	

様式第10号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

原 状 回 復 等 命 令 書

年 月 日付けで 第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

原 状 回 復 等 命 令 の 対 象 と な る 行 為	
命 令 の 理 由	
と る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日
報 告 期 限	年 月 日
報 告 先	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として（訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号(第13条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

提案者(事業主)住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要建造物指定提案書

景観法※〔第20条第1項〕
〔第20条第2項〕の規定により、下記の建造物を景観重要建造物に指定するこ
とを提案します。

記

建 造 物 の 名 称			
建 造 物 の 所 在 地	地名地番		
	住居表示		
地 区 の 別	<input type="checkbox"/> 三鷹市全域(景観重点地区を除く。) <input type="checkbox"/> 景観重点地区(重点地区)		
建造物の所有者の住所及び氏名 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)			
建 築 年	年		
建 物 規 模	用途	高さ	階数
		m	階
	敷地面積	延べ床面積	
	m ²	m ²	

設 計 者	
施 工 者	
外 観 の 特 徴	
提 案 の 理 由 (景 観 上 の 重 要 性 等)	

注意事項 ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

添付書類

- 1 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真
- 3 景観法第20条第1項の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する別添書類

別添

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

所有者(事業主)住所

氏名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要建造物指定※〔合意〕書
〔同意〕

景観法※〔第20条第1項〕
〔第20条第2項〕の規定に基づく下記の景観重要建造物の指定の提案に

※〔合意〕
〔同意〕します。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	地名地番
	住居表示
地 積	m ²
登 記 人 氏 名	
登 記 人 住 所	

注意事項

- 1 権利が2以上ある場合は、同様に並記してください。
- 2 ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

添付書類

- 1 公図の写し及び建造物の所有権があることを証する建物登記事項証明書等（いずれも交付後3月以内のもの）
- 2 所有者と登記人が異なる場合は、権利を証する資料（借地契約書の写し、遺産分割協議書の写し等）

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

提案者(事業主)住所
氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要樹木指定提案書

景観法※〔第29条第1項
第29条第2項〕の規定により、下記の樹木を景観重要樹木に指定することを
提案します。

記

樹木の所在地	地名地番	
	住居表示	
地区の別	<input type="checkbox"/> 三鷹市全域(景観重点地区を除く。) <input type="checkbox"/> 景観重点地区(重点地区)	
樹木の所有者の住所及び氏名 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)		
樹木の概要	樹木の名称	樹種
	樹齢	幹回り
	高さ	本数
	年	cm
	m	本
樹容の特徴		
提案の理由(景観上の重要性等)		

注意事項 ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

添付書類

- 1 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
- 3 景観法第29条第1項の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する別添書類

別添

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

所有者(事業主)住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要樹木指定※〔合意〕書

景観法※〔第29条第1項〕
〔第29条第2項〕の規定に基づく下記の景観重要樹木の指定の提案に

※〔合意〕
〔同意〕します。

記

樹木の概要	樹木の名称	樹種
	樹齢 年	幹周り cm
	高さ m	本数 本
樹木の所在地	地名地番	
	住居表示	
地積	㎡	
登記人氏名		
登記人住所		

注意事項

- 1 権利が2以上ある場合は、同様に並記してください。
- 2 ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

添付書類

- 1 公図の写し及び樹木の所有権があることを証する土地登記事項証明書等(いずれも交付後3月以内のもの)
- 2 所有者と登記人が異なる場合は、権利を証する資料(借地契約書の写し、遺産分割協議書の写し等)

様式第13号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 留

景観重要建造物非指定通知書

景観法〔第20条第1項〕
〔第20条第2項〕の規定により、景観重要建造物の指定の提案があった建造物については、指定しないこととしたので、同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	地名地番
	住居表示
提 案 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	
指 定 し な い 理 由	

様式第14号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長

印

景観重要樹木非指定通知書

景観法〔第29条第1項〕
〔第29条第2項〕の規定により、景観重要樹木の指定の提案があった樹木については、指定しないこととしたので、同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

樹木の概要	樹木の名称	樹種
	樹齢 年	幹周り c m
	高さ m	本数 本
樹木の所在地	地名地番	
	住居表示	
提案年月日	年 月 日	
樹木の所有者の住所及び氏名		
指定しない理由		

様式第15号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観重要建造物指定通知書

景観法第19条第1項の規定により、景観重要建造物に指定したので、同法第21条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

建造物の名称	
建造物の所在地	地名地番
	住居表示
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
建造物の所有者の住所及び氏名	
指定の理由となった外観の特徴	
景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	別添のとおり

様式第16号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観重要樹木指定通知書

景観法第28条第1項の規定により、景観重要樹木に指定したので、同法第30条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

樹木の概要	樹木の名称	樹種
	樹齢 年	幹回り cm
	高さ m	本数 本
樹木の所在地	地名地番	
	住居表示	
指定番号	第 号	
指定年月日	年 月 日	
樹木の所有者の住所及び氏名		
指定の理由となった樹容の特徴		

様式第17号(第17条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

申請者(事業主)住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要建造物の現状変更許可申請書

景観法第22条第1項の規定により、下記の景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、申請します。

記

景観法第22条第1項の許可を受ける景観重要建造物の概要	建造物の名称			
	指定番号	第	号	
	指定年月日	年	月 日	
	建造物の所在地	地名地番		
		住居表示		
	地区の別	<input type="checkbox"/> 三鷹市全城(景観重点地区を除く。) <input type="checkbox"/> 景観重点地区(重点地区)		
	用途	高さ	階数	階
			m	
	敷地面積	延べ床面積		
	m ²	m ²		
現状変更の理由				

行 為 の 内 容	区 分	増築・改築・移転・除却 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）
	現状変更の箇所	
	設計又は施行方法	
	許可等を取得する他法令の名称	
事前相談 の経緯	事前相談日	年 月 日
	市からの助言及びそれに対する措置の概要	
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
備 考		

添付書類

- 1 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
- 2 当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
- 3 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

様式第18号(第17条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

申請者(事業主)住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要樹木の現状変更許可申請書

景観法第31条第1項の規定により、下記の景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、申請します。

記

景観法第31条第1項 の許可を受ける景観重要 樹木の概要	樹木の名称			
	指定番号	第 号		
	指定年月日	年 月 日		
	樹木の所在地	地名地番 住居表示		
	地区の別	<input type="checkbox"/> 三鷹市全城(景観重点地区を除く。) <input type="checkbox"/> 景観重点地区(重点地区)		
	樹種	樹齢 年		
	幹回り cm	高さ m	本数	本
現状変更の理由				

行 為 の 内 容	区 分	伐採・移植
	現状変更の箇所	
	施行方法	
	許可等を取得する他法令の名称	
事前相談 の経緯	事前相談日	年 月 日
	市からの助言及びそれに対する措置の概要	
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
備 考		

添付書類

- 1 当該行為の施行方法を明らかにする図面、当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
- 2 当該樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
- 3 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

様式第19号(第17条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観重要建造物の現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、景観法第22条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

建造物の名称	
建造物の所在地	地名地番 住居表示
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
現状変更行為の箇所	
現状変更行為の区分	増築・改築・移転・除却 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)
設計方法又は施行方法	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
許可の条件	

様式第20号(第17条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観重要樹木の現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、
景観法第31条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

樹木の名称	
樹木の樹種	
樹木の所在地	地名地番
	住居表示
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
現状変更行為の箇所	
現状変更行為の区分	伐採・移植
施行方法	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
許可の条件	

様式第21号(第17条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観重要建造物の現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、景観法第22条第2項の規定により、下記のとおり不許可とします。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	地名地番
	住居表示
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 行 為 の 箇 所	
現 状 変 更 行 為 の 区 分	増築・改築・移転・除却 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）
設 計 方 法 又 は 施 行 方 法	
不 許 可 理 由	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、

この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として（訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第22号(第17条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 回

景観重要樹木の現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、景観法第31条第2項において準用する同法第22条第2項の規定により、下記のとおり不許可とします。

記

樹木の名称	
樹木の樹種	
樹木の所在地	地名地番 住居表示
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
現状変更行為の箇所	
現状変更行為の区分	伐採・移植
施行方法	
不許可理由	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として（訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第23号(第18条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観重要建造物の原状回復等命令書

あなたが行った行為は、景観法第22条第1項又は第3項の規定により、許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第1項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第103条第5項又は第6項の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

記

原状回復等命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号	第 号
命令の理由	
とるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくな

ります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として（訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第24号(第18条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観重要樹木の原状回復等命令書

あなたが行った行為は、景観法第31条第1項又は同条第2項において準用する同法第22条第3項の規定により、許可に付された条件に違反しているので、同法第32条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第103条第5項又は第6項の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

記

原状回復等命令の対象となる景観重要樹木の名称、樹種及び指定番号	第 号
命令の理由	
とるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として(訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第25号(第20条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

届出者(事業主)住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更届出書

※〔景観重要建造物〕
〔景観重要樹木〕の所有者が変更したので、三鷹市景観条例第21条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称 (樹木の名称及び樹種)	
建造物(樹木)の所在地	地名地番
	住居表示
指 定 番 号	第 号
変 更 前 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)	
変 更 後 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

注意事項 ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

様式第26号(第20条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

届出者(事業主)住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の氏名等変更届出書

※〔景観重要建造物〕
〔景観重要樹木〕の所有者の氏名等を変更したので、三鷹市景観条例第21条第2項
の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称 (樹木の名称及び樹種)	
建造物(樹木)の所在地	地名地番
	住居表示
指 定 番 号	第 号
変更前の所有者の住所 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	
変更後の所有者の住所 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	
変更前の所有者の氏名 (法人その他の団体にあつては、 そ の 名 称)	
変更後の所有者の氏名 (法人その他の団体にあつては、 そ の 名 称)	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

注意事項 ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

様式第27号(第21条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

届出者(事業主)住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要建築物又は景観重要樹木の滅失・毀損届出書

※〔景観重要建築物〕が※〔景観重要樹木〕が※〔滅失・毀損・枯死〕したので、三鷹市景観条例第22条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

建築物の名称 (樹木の名称及び樹種)	
建築物(樹木) の所在地	地名地番 住居表示
指 定 番 号	第 号
※〔滅失・毀損・枯死〕の事実が生じた日	年 月 日
※〔滅失・毀損・枯死〕の原因	
毀損・枯死の場所及び程度 (毀損・枯死の場合のみ)	
※〔滅失・毀損・枯死〕の事実を知った日	年 月 日
※〔滅失・毀損・枯死〕の後にとられた措置 (その他参考となる事項)	

注意事項 ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

様式第28号(第22条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関する命令書

様が所有又は管理する〔景観重要建造物〕
〔景観重要樹木〕は、管理が適当でないため減

失し又は毀損・枯死するおそれがあります。

三鷹市景観条例〔第20条第1項〕
〔第20条第2項〕に従って管理が適切に行われていないと認められるため、景観法第26条又は第34条の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料に処されることがあります。

記

建 造 物 の 名 称 (樹木の名称及び樹種)	
建造物(樹木)の所在地	地名地番
	住居表示
指 定 番 号	第 号
命 令 の 理 由	
と る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日
報 告 期 限	年 月 日
報 告 先	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくな

ります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として（訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第29号(第22条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関する勧告書

様が所有又は管理する〔景観重要建造物〕
〔景観重要樹木〕は、管理が適当でないため滅

失し又は毀損・枯死するおそれがあります。

三鷹市景観条例〔第20条第1項〕
〔第20条第2項〕に従って管理が適切に行われていないと認められるため、景観法第26条又は第34条の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

記

建造物の名称 (樹木の名称及び樹種)	
建造物(樹木)の所在地	地名地番
	住居表示
指 定 番 号	第 号
勧 告 の 理 由	
と る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日
報 告 期 限	年 月 日
報 告 先	

様式第30号(第23条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定解除通知書

景観法〔第27条第1項
第27条第2項
第35条第1項
第35条第2項〕の規定により、下記の〔景観重要建造物〕
〔景観重要樹木〕の指定を解除し

たので、通知します。

記

建造物の名称 (樹木の名称及び樹種)	
建造物(樹木)の所在地	地名地番
	住居表示
建造物(樹木)の所有者の 住名及び氏名	
解除の理由	

様式第31号(第24条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所
氏名

Ⓔ

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観づくり宣言申請書

三鷹市景観条例第23条第2項の規定により、景観づくり宣言の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

宣言の名称	
宣言の代表者の住所及び氏名	
宣言の区域	
宣言の目標	
宣言の活動内容	

添付書類 三鷹市景観条例施行規則第24条第2項に掲げる図書

様式第32号(第24条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長

印

景観づくり宣言認定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観づくり宣言の内容が、良好な景観づくりに資すると認められるため、三鷹市景観条例第23条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

宣 言 の 名 称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
宣 言 の 代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	
宣 言 の 区 域	
宣 言 の 目 標	
宣 言 の 活 動 内 容	

様式第33号(第24条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所
氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観づくり宣言更新申請書

三鷹市景観条例第23条第3項の規定により、景観づくり宣言の更新の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

宣 言 の 名 称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
宣 言 の 代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	
宣 言 の 区 域	
宣 言 の 目 標	
宣 言 の 活 動 内 容	

添付書類 三鷹市景観条例施行規則第24条第2項に掲げる図書

様式第34号(第24条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観づくり宣言取消通知書

三鷹市景観条例第23条6項の規定により、景観づくり宣言の認定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

宣 言 の 名 称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
宣 言 の 代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	
宣 言 の 区 域	
取 消 し の 理 由	

様式第35号(第24条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所
氏名

Ⓔ

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観づくり宣言変更届出書

三鷹市景観条例第23条第8項の規定により、景観づくり宣言の認定内容に変更が生じたので、
下記のとおり届け出ます。

記

景観づくり宣言の名称	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

変更前の景観づくり宣言の内容

宣言の名称	
宣言の代表者の住所及び氏名	
宣言の区域	
宣言の目標	
宣言の活動内容	

変更後の景観づくり宣言の内容

宣言の名称	
宣言の代表者の住所及び氏名	
宣言の区域	
宣言の目標	
宣言の活動内容	

添付書類 変更の内容に係る三鷹市景観条例施行規則第24条第2項に掲げる図書

様式第36号(第24条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所
氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観づくり宣言辞退届出書

三鷹市景観条例第23条第8項の規定により、認定を受けている景観づくり宣言を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

宣 言 の 名 称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
宣 言 の 代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	
宣 言 の 区 域	
取 下 げ の 理 由	

様式第37号(第26条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所
氏名

⑩

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観協定認可申請書

景観法第81条4項の規定による認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

協定の名称					
協定区域に含まれる 所在地及び面積	地名地番				
	住居表示				
	面積 m^2				
協定区域隣接地の 所在地及び面積	地名地番				
	住居表示				
	面積 m^2				
協定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
違反のあった場合の措置					
協定の締結者数	土地の 所有者	土地の 借地権者	景観法第91条 第1項に規定 する借主	景観法第91条 第2項に規定 する権利者	合 計
	人	人	人	人	人
備 考					

注意事項 記載欄に記入しきれないときは、別紙に記入してください。

添付書類

- 1 三鷹市景観条例施行規則第26条第1項に掲げる書類
- 2 土地所有者等一覧表

別添

土地所有者等一覧表

	土地所有者等の 住所及び氏名	権利の種類	土地又は建築物 の所在地	面積 (㎡)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式第38号(第26条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

所有者(事業主)住所

氏名

Ⓔ

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

一の所有者による景観協定認可申請書

景観法第90条第1項の規定による認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

協定の名称	
協定区域に含まれる 所在地及び面積	地名地番
	住居表示
	面積 m^2
良好な景観づくりの必要性	
備考	

添付書類 三鷹市景観条例施行規則第26条第2項に掲げる書類

様式第39号(第27条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景 観 協 定 認 可 通 知 書

年 月 日付で認可申請のあった景観協定は、景観法 〔第83条第1項〕
〔第90条第2項〕
の規定により認可したので、下記のとおり通知します。

記

協 定 の 名 称	
認 可 番 号	第 号
認 可 年 月 日	年 月 日
協 定 区 域 の 所 在 地	地名地番
	住居表示
協 定 区 域 隣 接 地 の 所 在 地	地名地番
	住居表示
協 定 の 有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
違 反 の あ っ た 場 合 の 措 置	

様式第40号(第28条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観協定変更認可申請書

景観法第84条第1項の規定により、景観協定の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

景観協定の名称	
変更事項	
変更理由	

変更前の景観協定の内容

協定の名称					
協定区域に含まれる 所在地及び面積	地名地番				
	住居表示				
	面積 m^2				
協定区域隣接地の 所在地及び面積	地名地番				
	住居表示				
	面積 m^2				
協定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
違反のあった場合の措置					
協定の締結者数	土地の所有者	土地の借地権者	景観法第91条 第1項に規定 する借主	景観法第91条 第2項に規定 する権利者	合計
	人	人	人	人	人
備考					

変更後の景観協定の内容

協定の名称					
協定区域に含まれる 所在地及び面積	地名地番				
	住居表示				
	面積 m^2				
協定区域隣接地の 所在地及び面積	地名地番				
	住居表示				
	面積 m^2				
協定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
違反のあった場合の措置					
協定の締結者数	土地の所有者	土地の借地権者	景観法第91条 第1項に規定 する借主	景観法第91条 第2項に規定 する権利者	合計
	人	人	人	人	人
備考					

添付書類

- 1 変更の内容に係る三鷹市景観条例施行規則第26条第1項に掲げる書類
- 2 変更の内容に係る土地所有者等一覧表

別添

変更前の土地所有者等一覧表

	土地所有者等の 住所及び氏名	権利の種類	土地又は建築物 の所在地	面積 (㎡)
1				
2				
3				
4				
5				

変更後の土地所有者等一覧表

	土地所有者等の 住所及び氏名	権利の種類	土地又は建築物 の所在地	面積 (㎡)
1				
2				
3				
4				
5				

様式第41号(第28条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観協定廃止認可申請書

景観法第88条第1項の規定により、景観協定の廃止の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

協定の名称					
認可番号	第 号				
認可年月日	年 月 日				
協定の代表者の住所及び氏名					
廃止理由					
協定の締結者数	土地の所有者	土地の借地権者	景観法第91条第1項に規定する借主	景観法第91条第2項に規定する権利者	合計
	人	人	人	人	人
協定の廃止に係る合意者数及びその割合	人(%)				

添付書類

- 1 三鷹市景観条例施行規則第26条第1項に掲げる書類のうち、市長が必要と認める書類
- 2 景観協定の廃止に係る土地所有者等一覧表

別添

景観協定の廃止に係る土地所有者等一覧表

	土地所有者等の 住所及び氏名	権利の種類	土地又は建築物 の所在地	面積（㎡）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式第42号(第28条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観協定変更認可通知書

年 月 日付けで変更認可申請のあった景観協定は、景観法第84条第2項において準用する同法第83条第1項の規定により認可したので、下記のとおり通知します。

記

景観協定の名称	
認可番号	第 号
認可年月日	年 月 日
景観協定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第43号(第28条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観協定廃止認可通知書

年 月 日付けで廃止認可申請のあった景観協定は、景観法第88条第1項の規定により廃止を認可したので、下記のとおり通知します。

記

協定の名称	
認可番号	第 号
認可年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日

様式第44号(第29条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観協定区域からの除外届

景観法第85条第3項の規定により、景観協定区域から除外されましたので、下記のとおり届け出ます。

記

協定の名称	
認可番号	第 号
認可年月日	年 月 日
協定の代表者の住所及び氏名	
除外年月日	年 月 日
除外された土地の所在地及び面積	地名地番
	住居表示
	面積 m ²
所有者の住所及び氏名	
備考	

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所

氏名 印
 〔 法人その他の団体にあつては、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景 観 協 定 加 入 届

景観法※〔第87条第1項〕
 〔第87条第2項〕の規定により、景観協定区域に加入しますので、下記のとおり届
 け出ます。

記

協 定 の 名 称					
認 可 番 号	第 号				
認 可 年 月 日	年 月 日				
加 入 す る 土 地 の 所 在 地 及 び 面 積	地名地番				
	住居表示				
	面積 ㎡				
協 定 区 域 に 含 ま れ る 所 在 地 及 び 面 積 (加入する土地以外)	地名地番				
	住居表示				
	面積 ㎡				
協 定 区 域 隣 接 地 の 所 在 地 及 び 面 積 (加入する土地以外)	地名地番				
	住居表示				
	面積 ㎡				
協 定 の 有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
違 反 の あ っ た 場 合 の 措 置					
協 定 の 締 結 者 数 (加入する土地以外)	土 地 の 所 有 者	土 地 の 借 地 権 者	景 観 法 第 91 条 第 1 項 に 規 定 す る 借 主	景 観 法 第 91 条 第 2 項 に 規 定 す る 権 利 者	合 計
	人	人	人	人	人
備 考					

注意事項

- ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。
- 記載欄に記入しきれないときは、別紙に記入してください。

添付書類

- 景観法第87条第2項の意思の表示をする場合、三鷹市景観条例施行規則第29条第2項に規定する書類
- 土地所有者等一覧表

別添

土地所有者等一覧表

	土地所有者等の 住所及び氏名	権利の種類	土地又は建築物 の所在地	面積（㎡）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式第46号(第30条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所

氏名

Ⓔ

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

農のある風景保全地区申出書

三鷹市景観条例第25条第1項の規定により、農のある風景保全地区の指定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

保全地区の名称	
保全地区の代表者の住所及び氏名	
保全地区の区域	
保全地区の内容	

添付書類

- 1 所有者等一覧表
- 2 三鷹市景観条例施行規則第30条第2項に掲げる書類

別添

所有者等一覧表

	所有者等の 住所及び氏名	土地・建築物の別	権利の種類	土地又は建築物 の所在地	面積（㎡） （建築物の場合 は建築面積）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式第47号(第31条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

農のある風景保全地区指定通知書

年 月 日付けで申出のあった農地等が周辺地域と一体として、農のある風景を形成していると認められるため、三鷹市景観条例第26条第1項の規定により、農のある風景保全地区に指定したので、下記のとおり通知します。

記

保全地区の名称	
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
保全地区の代表者の住所及び氏名	
保全地区の区域	
保全地区の内容	

様式第48号(第31条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所
氏名

Ⓜ

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

農のある風景保全地区指定同意書

三鷹市景観条例第26条第2項の規定により、農のある風景保全地区として指定される
ことについて、下記のとおり同意します。

記

保 全 地 区 の 名 称	
保 全 地 区 の 代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	
保 全 地 区 の 区 域	
保 全 地 区 の 内 容	

添付書類

- 1 所有者等一覧表
- 2 三鷹市景観条例施行規則第31条第2項に掲げる書類

別添

所有者等一覧表

	所有者等の 住所及び氏名	土地・建築物の別	権利の種類	土地又は建築物 の所在地	面積（㎡） （建築物の場合 は建築面積）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

農のある風景保全地区管理協定書

三鷹市（以下「甲」という。）と農のある風景保全地区（以下「保全地区」という。）の所有者等（以下「乙」という。）との間において、三鷹市景観条例（以下「条例」という。）第26条第3項の規定に基づき、保全地区に関する協定を次のとおり締結する。

（保全地区の指定）

第1条 甲は、乙所有の下記土地を保全地区として指定する。

（保全地区の管理）

第2条 乙は、保全地区の維持管理を良好な景観づくりに資するよう、適切に行うものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（指定の変更）

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、農のある風景保全地区変更届出書（様式第50号）により、遅滞なく、甲に届け出なければならない。

- (1) 乙に変更があるとき。
- (2) 乙が住所を変更するとき。
- (3) 所在地及び区域を変更するとき。
- (4) 農地等の配置状況を変更するとき。
- (5) 保全地区内の景観に重大な変化があったとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

（指定の解除）

第5条 甲は、保全地区が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保全地区の全部又は一部の指定を解除するものとする。

- (1) 条例第28条第2項に定める農のある風景を形成していると認められなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が特別の理由があると認めるとき。

(協議)

第6条 乙は、条例及び三鷹市景観条例施行規則を順守するとともに、この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

三鷹市野崎一丁目1番1号

甲 三鷹市長 氏 名 印

住 所

乙 代表者 氏 名 印

添付書類 所有者等一覧表

別添

所有者等一覧表

	所有者等の 住所及び氏名	土地・建築物の別	権利の種類	土地又は建築物 の所在地	面積 (㎡) (建築物の場合 は建築面積)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式第50号(第33条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

農のある風景保全地区変更届出書

三鷹市景観条例第28条第1項の規定により、農のある風景保全地区の指定内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

農のある風景保全地区の名称	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

変更前の農のある風景保全地区の内容

保 全 地 区 の 名 称	
保 全 地 区 の 代表者の住所及び氏名	
保 全 地 区 の 区 域	
保 全 地 区 の 内 容	

変更後の農のある風景保全地区の内容

保 全 地 区 の 名 称	
保 全 地 区 の 代表者の住所及び氏名	
保 全 地 区 の 区 域	
保 全 地 区 の 内 容	

添付書類

- 1 所有者等一覧表
- 2 変更の内容に係る三鷹市景観条例施行規則第30条第2項に掲げる書類

別添

所有者等一覧表

	所有者等の 住所及び氏名	土地・建築物の別	権利の種類	土地又は建築物 の所在地	面積（㎡） （建築物の場合 は建築面積）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式第51号(第33条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

農のある風景保全地区変更認定通知書

年 月 日付で変更の届出があった、農のある風景保全地区の変更を認定しましたので、三鷹市景観条例第28条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

保全地区の名称	
保全地区の代表者の住所及び氏名	
保全地区の区域	
変更年月日	年 月 日
変更の内容	

様式第52号(第33条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

農のある風景保全地区指定解除通知書

三鷹市景観条例第28条第2項の規定に基づき、農のある風景保全地区の指定を解除したので、同条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

保全地区の名称	
保全地区の代表者の住所及び氏名	
保全地区の区域	
解除年月日	年 月 日
解除の理由	

様式第53号(第34条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所
氏名

①

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観づくり活動団体認定申請書

三鷹市景観条例第29条第1項の規定により、景観づくり活動団体の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

活動団体の名称	
活動団体の代表者の住所及び氏名	
景観資源の概要	
景観資源の区域	
活動の目的	
活動の内容	

添付書類 三鷹市景観条例施行規則第34条第2項に掲げる図書

様式第54号(第34条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

所有者(事業主)住所

氏名

◎

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観資源における活動の同意書

三鷹市景観条例第29条第1項の規定により、団体が申請する景観資源における活動の内容について、下記のとおり同意します。

記

団体の名称		
活動団体の代表者の住所及び氏名		
景観資源の概要		
景観資源の区域		
活動の目的		
活動の内容		
景観資源の所在地等	所有者の住所及び氏名	
	地名地番	
	地目	
	面積	
	権利の種類	
	備考	

様式第55号(第34条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観づくり活動団体認定通知書

年 月 日付で申請のあった景観づくり活動団体の活動内容が、良好な景観づくりに資すると認められるため、三鷹市景観条例施行規則第34条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

活動団体の名称	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
活動団体の代表者の住所及び氏名	
景観資源の区域	
活動の目的	
活動の内容	

様式第56号(第34条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 印

景観づくり活動団体認定通知書

年 月 日付で申請のあった景観づくり活動団体の活動内容が、良好な景観づくりに資すると認められるため、三鷹市景観条例施行規則第34条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

活動団体の名称	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
活動団体の代表者の住所及び氏名	
景観資源の区域	
活動の目的	
活動の内容	

様式第57号(第34条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所

氏名

Ⓔ

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観づくり活動団体変更届出書

三鷹市景観条例第29条第6項の規定により、景観づくり活動団体の認定内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

景観づくり活動団体の名称	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

変更前の景観づくり活動団体の内容

活動団体の名称	
活動団体の代表者の住所及び氏名	
景観資源の概要	
景観資源の区域	
活動の目的	
活動の内容	

変更前の景観づくり活動団体の内容

活動団体の名称	
活動団体の代表者の住所及び氏名	
景観資源の概要	
景観資源の区域	
活動の目的	
活動の内容	

添付書類 変更の内容に係る三鷹市景観条例施行規則第34条第2項に掲げる図書

様式第58号(第34条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

代表者(事業主)住所
氏名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観づくり活動団体辞届出書

三鷹市景観条例第29条第6項の規定により、景観づくり活動団体の認定を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

活動団体の名称	
認定番号	
認定年月日	
活動団体の 代表者の住所及び氏名	
景観資源の区域	
辞退理由	

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)

(一部改正〔平成28年規則36号〕)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第11条関係)

(一部改正〔平成28年規則36号〕)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第13条関係)

様式第13号 (第14条関係)

様式第14号 (第14条関係)

様式第15号 (第15条関係)

様式第16号 (第15条関係)

様式第17号 (第17条関係)

様式第18号 (第17条関係)

様式第19号 (第17条関係)

様式第20号 (第17条関係)

様式第21号 (第17条関係)

(一部改正〔平成28年規則36号〕)

様式第22号 (第17条関係)

(一部改正〔平成28年規則36号〕)

様式第23号 (第18条関係)

(一部改正〔平成28年規則36号〕)

様式第24号 (第18条関係)

(一部改正〔平成28年規則36号〕)

様式第25号 (第20条関係)

様式第26号 (第20条関係)

様式第27号 (第21条関係)

様式第28号 (第22条関係)

(一部改正〔平成28年規則36号〕)

様式第29号 (第22条関係)

様式第30号 (第23条関係)

様式第31号 (第24条関係)

様式第32号 (第24条関係)

様式第33号 (第24条関係)

様式第34号 (第24条関係)

様式第35号 (第24条関係)

様式第36号 (第24条関係)

様式第37号 (第26条関係)

様式第38号 (第26条関係)

様式第39号 (第27条関係)

様式第40号 (第28条関係)

様式第41号 (第28条関係)

様式第42号 (第28条関係)

様式第43号 (第28条関係)

様式第44号 (第29条関係)

様式第45号 (第29条関係)

様式第46号 (第30条関係)

様式第47号 (第31条関係)

様式第48号 (第31条関係)

様式第49号 (第31条関係)

様式第50号 (第33条関係)

様式第51号 (第33条関係)

様式第52号 (第33条関係)

様式第53号 (第34条関係)

様式第54号 (第34条関係)

様式第55号 (第34条関係)

様式第56号 (第34条関係)

様式第57号 (第34条関係)

様式第58号 (第34条関係)